谷村一成委員の質疑及び答弁

山崎副委員長　谷村委員。あなたの持ち時間は60分であります。

谷村委員　お疲れさまです。自民党議員会の谷村です。よろしくお願いいたします。

まずは、医療体制の充実について質問させていただきます。

御承知のとおり、公立病院の多くは赤字経営となっています。県内におきましても、全ての公立病院で赤字であり、経営改善が大きな課題となっています。同時に、公立病院は地域医療としての役割を守る必要があるため、財政面の改善と医療体制の充実の両立が求められていると思っています。

日本では子供の総数が減少しているにもかかわらず、発達障害と診断される子供の数は年々増加しているようです。2022年の調査になりますが、文部科学省によりますと、全国の公立小中学校において、発達障害の可能性がある児童生徒の割合は8.8％に達し、10年前の調査から2.3ポイント増加しているようです。

発達障害のある子供は、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要であることから、早期発見・早期支援の対応の必要性は極めて高いと思われますが、現在富山県リハビリテーション病院・こども支援センターでは、発達障害が疑われる子供の診断における、初診の予約待ち時間が長期化しているようです。

診療予約してから初診まで、通常では二、三か月ほど先、長いときで半年ほどかかる状況が続いていると聞いています。この状況は、早期診断、そして治療が十分に行われる体制が整っているとは言えないと思います。

専門医、医療スタッフの不足、診療枠の制限、施設のキャパシティ不足などが要因とも考えられますが、県はこの課題をどのように認識しているのでしょうか。今後、改善を図っていくべきと

考えますが、所見を有賀厚生部長にお伺いいたします。

有賀厚生部長　今、委員がおっしゃったとおり、県リハビリテーション病院・こども支援センターの発達障害児等への診療の初診までの予約時間は、指定管理者によると現時点では二、三か月程度と伺っております。

初診までの期間短縮のため、県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、令和４年度より児童精神科医を１名、医療クラーク３名の増員配置をしたほか、令和５年度は心理職１名の増員及び詳細な情報等を初診の前に把握するためのアセスメントツールの活用、令和６年度には、小児診察室、心理療法室の増設による診療環境の充実など、診療体制の強化に取り組んでいるところでございます。

谷村委員　続きまして、こども家庭庁では今年度から発達障害の可能性を見極めるために５歳児健診の普及に取り組み、2028年度までに実施率100％を目標としています。県内市町村におきましても、既に５歳児健診を導入しているところや、また予定しているところもあるようです。

現状の改善も急務である一方、５歳児健診の導入が進めば、支援が必要な子供の数は今後さらに増えると予測されます。５歳児健診の導入は、早期発見・早期支援の観点から大変重要でありますが、医療体制の整備を同時に行わなければ、かえって診断の遅延を招く可能性があるのではないでしょうか。

現在でも不足している専門医や臨床心理士等の確保など、先を見据えた対応の検討も必要だと考えます。富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの診療能力の向上とともに、必要な医師を迅速に提供していくため、中長期的にどのような対策を検討していくのか、有賀厚生部長にお伺いいたします。

有賀厚生部長　発達障害など心の問題に悩む子供に対する支援については、先ほどお答えしました県リハビリテーション病院・こど

も支援センターの機能強化のみならず、それ以外の医療機関、児童相談所などの専門機関とともに、保育施設、学校、市町村、民間支援団体、県民が一体となって子供の心を支える体制を充実することが重要だと考えております。

このため県では、医療従事者及び保健・福祉・教育等の関係者向けの合同研修会を開催し、発達障害に関する知識の習得や地域の支援体制の充実を図るほか、学識経験者や関係者等をメンバーとした協議会を年２回開催し、発達障害に関する支援課題の共有や体制整備を議論するなど、関係機関の連携の緊密化及び機能強化を図るための取組も行っております。

そのほか、富山大学附属病院に寄附講座を設置し、子供の心の診療を専門とする小児科医及び児童精神科医の育成の充実を図っております。

さらには県リハビリテーション病院・こども支援センターから地域の病院に専門医を派遣し、ＯＪＴを通じて身近な地域においても発達障害児等の子供の心の診療を実施できるように医療提供体制の整備に努めております。

発達障害の早期支援、介入というのは必ずしもその専門性の高い医療機関のみ、医師のみで行われるものではなく、むしろ初期の入り口であったりする場合には、地域の保健センターであるとか一般小児科、療育施設といったところでの対応が必要になります。

５歳児健診の導入によりまして、健診後のフォローアップ体制の整備が確かに必要でございますけれども、各施策の成果等を検証しながら、引き続き県全体での支援体制の充実強化を図ってまいります。

谷村委員　県全体での支援体制ということで、私もそうしていただければいいのかなと思っております。

ただ、その地域において、診療なりアドバイスなり医療なりで

きるという体制を、地域の保護者の方々にしっかりと伝えていただいて、やはり親とすると、一番専門医のいるところというか、何となく雰囲気的に一番いい病院に行きたいという気持ちになると思いますので、そうではなくて、地域でもしっかりと体制が整っているということを周知しながら、県全体でやっていただければいいのかなと思いました。

続きまして、一昨日、佐藤議員の質問にもありましたが、私からも陽子線治療について質問いたします。

厚生労働省の発表によりますと、日本人の死亡要因の第１位は悪性新生物、いわゆるがんということで、日本人の２人に１人が一生のうちに何らかのがんに罹患し、３人に１人ががんで亡くなる時代となっています。

本県においても例外ではなく、死因の第１位はがんとなっています。特に高齢男性を中心に罹患数が増加傾向にあり、医療体制の整備が課題ではないかと感じております。がん治療における医療体制には、依然として地域間格差が存在しているようです。がん診療連携拠点病院の機能は一定程度整備されているものの、手術・放射線・化学療法をバランスよく提供できる集学的がん治療が可能な施設は限られ、また専門医の地域偏在も深刻な課題であると思います。

そこで、がん治療の技術として注目されているのが陽子線治療です。陽子線は、Ｘ線よりも患部への照射を高精度に制御でき、正常組織へのダメージを最小限に抑えることが可能で、頭頸部がんや肺がん、肝臓がん、前立腺がんなどで有効性が確認されています。現在、全国で陽子線治療施設は20か所ということで、患者は県外の施設に通院を余儀なくされるケースも少なくありません。

本県でも、将来的に陽子線治療施設の誘致や整備を検討することは、医療の高度化と県民のクオリティー・オブ・ライフ向上、さらにはがん治療における県外流出の防止にも資するものと思い

ます。

県立中央病院のような基幹病院に陽子線治療施設を併設し、県内のがん治療体制を強化することで、地域医療の充実につながると考えるところであります。本県は全国の中でも、がん検診受診率が比較的高く、県民の関心も高いと考えます。設備投資や医療スタッフの育成等課題は多くありますが、実現に向け、国に対しても強く支援を求めてはどうでしょうか。

がんの先進治療である陽子線治療の環境整備について、県立中央病院への将来的な治療施設の設置の可能性はあるのか、有賀厚生部長にお伺いいたします。

有賀厚生部長　陽子線治療と一般的な放射線治療、どちらも一長一短ございまして、陽子線治療でなければ対応できないというものでもないということでございます。

本県のほとんどの患者さんは、がん診療連携拠点病院に整備されている一般的な放射線治療機器で必要な治療が実施されているという状況です。

県立中央病院においては、令和６年度に延べ672件のがん患者に対して放射線治療を実施しておりますが、９名の患者から陽子線治療の希望があり、県外の治療施設を紹介するなど連携して適切に対応しております。

なお、陽子線治療施設の設置には、施設設備費に数十億円、維持管理費に年間数億円と高額な費用等が必要となるものでございます。実際に他県では不採算となり、事業継続が困難となる事例も見受けられております。このため、県立中央病院に陽子線治療施設を整備することは考えておりません。

谷村委員　設備に対してはやはり費用がかかりますので、不採算ということも起こり得ると思います。地域医療については、県全体でいろいろと考えていかないといけないと思うのですが、ただ採算が取れる取れないとかだけではなくて、やはり医療の充実とい

うことを観点に考えれば、救える命はしっかりと救いたいという思いの中で医療を充実させていただきたいと思います。

病院が黒字になるということはもちろん大事ですが、全ての病院が黒字になるというのは、それはもちろん不可能だなとも考えられますので、多少の赤字があったとしても、それは、ある程度必要経費的な考えの下に、医療全般を考える上で、医療の充実ということを併せて考えていただきたい。そういう中で、救える命はしっかりと救う。県内でもやはり遠くに行くことによって、治療を断念するという方も中にはたくさんおられるという気がしておりますので、そういうことも踏まえて、将来的には検討いただければありがたいなと思いますが、もし何かあればお願いします。

有賀厚生部長　さきほどお答えいたしましたように、救える命を救うという意味では、陽子線治療と一般的な放射線治療の治療効果自体がそれほど変わるものではなくて、標準治療自体がそもそも一般の放射線で設定されているものでございます。陽子線でなければ治療できないというがんというものが、現時点では一応ない。ないというか、基本的には一般的な放射線治療で対応できるというものでございますので、その中でもプラスアルファで陽子線治療ということが一応保険の診療にはなっていますが、基本的な治療については本県の中ではできるということでございます。

ここでなければ、陽子線治療でないとできないというものではないというところから、やはり陽子線治療を整備するということは、これから人口減少、医療需要減少ということがこれ以上進んでいく中で当然県としての財政というところもありますし、広域的な需要が本当に確保できるのかということもございます。

財政的な負担軽減策というところでは、例えば国とか企業にというところもあると思いますけれども、現時点でこれだけ全国でこの施設がある中で、そうしたことを期待するというのはなかなか難しいと思います。

そういう意味で県立中央病院に陽子線治療施設を整備するということについては、慎重な検討が必要かと思います。

谷村委員　慎重な検討をしていただきまして、治療の効果については分かりました。ただ他へのダメージとかも考えて、そういう治療を検討されることがこれから増えるのかということを思いましたので質問させていただきました。

続きまして、ドクターカー活用について質問いたします。

急病人、けが人を救うには、一刻も早く処置を始めることが重要だと思います。医師や看護師を乗せて走るドクターカーは、傷病者の元について直ちに治療を開始できるため、救命率の向上を図ることができます。

ドクターヘリは広域搬送に適している一方で、夜間や気象条件、離着陸の制限によって出動できない場合があります。そのため、地上を移動し24時間出動できるドクターカーが補完的な役割を果たし、救命医療の確実性を高めることが可能であります。

新田知事の２期目の公約にもドクターカーの活用が盛り込まれており、県民の安全を守るためには、こうした多様な救急医療の選択肢を整えることが重要であると考えます。

富山県医療計画においては、ドクターカーの活用の適否について、地域において定期的に検討することとされていますが、現状のドクターカーの配置状況を踏まえ、今後の運用・普及をどのように推進していくのか、新田知事にお伺いいたします。

新田知事　救命・救急医療の充実に当たっては、消防本部の救急救命士などによる救急車搬送を基本としておりますが、ドクターヘリ、あるいはドクターカーについては、傷病者の発生場所や傷病内容などに応じて医師や看護師等が発生場所に出向き、速やかに治療開始できるというメリットを生かした運用をすることが重要です。

ドクターヘリは、特に中山間地などにおける重症傷病者の救命

率の向上に大きな効果を発揮していますが、傷病者の収容場所（ランデブーポイント）が必要なため市街地での運行には不向きであり、また夜間や天候不良時には運行できません。

一方でドクターカーは、時間帯や天候に関わらず対応が可能なのと、また市街地ではドクターカーのほうが機動的であると言われています。

ドクターカーの運用方法ですが、病院がドクターカーを所有する場合、車両の購入や維持、運転士の確保など負担も大きいため、本県の場合は、県内５つの消防本部と受入れ病院との協定に基づいて、消防本部の救急車が病院で医師などを同乗させて現場に向かうピックアップ方式による取組が行われています。また、南砺市民病院では、救急現場に加え在宅医療現場にも出動し、応急処置を行ったり、入院の必要性を判断することで、地域包括ケアを支える、いわゆる地域密着型ドクターカーを導入しておられます。

こうした取組も含めたドクターカーの運用や普及について、今後も地域ごとに消防本部と受入病院、医師会、市町村など関係者による協議を進めて、それぞれの地域特性を踏まえた救急搬送体制の構築につなげていきたいと考えています。

谷村委員　ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、大きな２項目め、インバウンド対応について質問いたします。

まず、押しボタン式信号機の表示板についてです。

近年、訪日外国人観光客の増加が顕著となり、多言語対応や、キャッシュレス決済の導入、外国人向けの情報提供、災害時の対応など、外国人を迎え入れるために様々なインバウンド対応の取組がなされているところであります。これらの対応をすることで、外国人観光客の満足度を高め、地域経済の活性化につなげることが期待できます。

現在、県内の押しボタン式信号機におきましては、１か所臨時

的に設置されているところを除き、日本語表記の案内板のみが設置されており、英語やその他の言語による表記がありません。これにより、押しボタン式信号機になじみのない外国人観光客や留学生等が、横断せず長時間信号が変わるのを待っていたり、誤って赤信号で横断してしまうケースが見受けられ、外国人観光客の混乱を招いているようです。

石川県では、全国で初めて全ての押しボタン式信号機に、英語表記ステッカーを貼り付けて注目されましたが、本県としても多言語表記の案内板等の設置を検討すべきと考えますが、どうでしょうか、髙木警察本部長にお伺いいたします。

髙木警察本部長　県内における押しボタン信号機につきましては、令和５年度末現在で530か所に設置されておりまして、日本語で「ボタンを押し青になったらお渡りください」などと表記した表示板を設置しております。

押しボタン信号機への外国語表記の表示板の設置につきましては、全国で統一された基準はなく、表示言語なども含めて各都道府県警察で、設置の判断をしているところであります。

議員御指摘のとおり、押しボタン信号機の全てに、この外国語表記の表示板を設置しているところもあれば、駅などの公共施設周辺に設置しているところもあると承知しております。県警察では現在のところ、外国語表記の表示板を恒常的に設置しているところはございませんが、まさに委員の御指摘のとおり、富山県を訪れる外国人旅行者が増加しているという状況に鑑みまして、こういった外国人旅行者の方々の安全を確保するためにも、日本語のほか、英語、中国及び韓国語を併記した表示板を作成することとしております。まずは、北陸新幹線が停車する黒部宇奈月温泉駅、富山駅及び新高岡駅周辺の押しボタン信号機の表示板を今年度中に外国表記のものに取り替えることとしております。

県警察といたしましては、今後とも交通環境の変化に即した安

全対策を推進してまいる所存であります。

谷村委員　予算の関係もあると思いますが、まずは県内全てとは言いませんが、主要なところに取り付けていただけるようにお願いします。まずは今年度そういう計画ということで、少しほっといたしました。

続きまして、多言語対応は多様な人々が共存できる社会を築くためにも重要であり、積極的に進めることで、外国人観光客の満足度を高め、地域経済の活性化にも貢献していくことが期待されると考えています。

そこで、外国人観光客の増加が期待される中におきまして、より利便性の向上を図るため、押しボタン式信号機以外、針山議員からも質問がありました公共交通機関や美術館、観光地等において、外国人目線に立った多言語対応を強化・改善していく必要があると考えますが、どうでしょうか。新田知事にお伺いいたします。

新田知事　本県の外国人延べ宿泊者数は令和７年２月が１万8,640人、前年同月比で64.4％増。３月が１万6,350人で58.4％増と大きく増加しています。多言語表示など、インバウンドの受入れ環境のさらなる充実が必要と捉えております。

まず、県内の公共交通機関においては、多言語対応など、駅の関連施設整備やバスなどの利用向上の取組を行う市町村に対し、交通まちづくり投資促進事業によって支援をし、国内外からの観光客の利便性の向上を図っています。

また、県立美術館などにおいては、展示の解説や各種サイン、ホームページなどについて多言語表示しております。また、受付に翻訳機を配備するなど外国人の来館者への対応に当たっています。

さらに、ニューヨーク・タイムズへの掲載を好機と捉えて、富山市中心市街地の飲食店のメニューや看板の多言語対応など、受

入れ環境整備へ支援を行っています。また、外国人観光客の多くが検索サイトを参考に訪問を決めることから、新たな取組として、グーグルと連携し、効果的な情報発信に関するセミナーを開催することにしています。

今後も外国人目線に立った受入環境整備に取り組み、拡大が見込まれるインバウンド需要を官民一体となって確実に取り組んでいきたいと考えます。

谷村委員　ぜひ外国人の方々のために、多言語表記を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、３つ目の項目に行きたいと思います。

デジタル化の推進についてです。

県では2024年３月に、エリアデータ利活用サービスを利用して、データ連携基盤を構築されました。その一環として、2024年４月にシームレスデジタル防災マップを県民向けに公開し、国、県、市町村が公表する災害関連情報を集約、可視化しています。このシステムにより、県民はパソコンやスマートフォンを通じて、指定避難所の位置、河川の水位、路面温度、監視カメラ映像、ハザードマップなどを確認できるようになりました。

しかし、リリースから１年以上経過している中で、県民への浸透度や利用状況の実態を検証する必要があると考えています。アクセス数や利用者属性等の利用状況をどう分析しているのか、滑川地方創生局長にお伺いいたします。

滑川地方創生局長　委員から御紹介のありましたシームレスデジタル防災マップですけれども、災害発生時の避難行動や日頃からの防災活動を念頭に、河川水位、降水量のセンサーデータ、各市町村のハザードマップなど、災害に関するリアルデータを地図上にマッピングして分かりやすく表示したものでございます。

公開開始から約１年、令和７年５月末まででですけれども、この間の累計アクセス数は約２万件でございます。月当たり平均で約

1,300件、期間中アクセスが一番多かったのは、昨年の6月の3,200件でございました。昨年は7年ぶりに6月下旬の遅い梅雨入りでした。県内で大雨警報が発表されまして、近年、この線状降水帯の発生によります短期集中型の大雨の警戒感などから、閲覧数が増加したのではないかと考えております。

また、委員から御指摘のありました利用者属性などにつきましては、この防災マップという性質から、ログインや認証なしに気軽にアクセスできる対応としておりますため、現時点では利用者属性の把握は行っておりませんけれども、今後利用状況などを踏まえて、その把握についても検討してまいりたいと考えております。

県といたしましては、まずは防災マップが広く県民の皆様に利用されるよう、防災の観点から、県民にとって必要となるデータの収集や掲載に努めまして、防災関係部局と共に、その利活用について促進してまいりたいと考えております。

谷村委員　先ほど、利用数2万件と言われていましたが、非常に少ないような気がするのですが、利用促進については、後ほどまたやり取りさせていただきたいと思います。

指定避難所の情報につきましては、基本的に公共施設になっているようですが、災害時には民間施設の活用も重要となると考えます。地域によっては、民間施設も避難所としているところもあるため、マンションや企業などの民間施設を避難所として活用する場合の情報登録・公開について、シームレスデジタル防災マップへの登録も検討してはどうか、課題と対応策について、中林危機管理局長にお伺いいたします。

中林危機管理局長　避難所は災害対策基本法上、市町村において、想定される災害の状況、人口の状況などを勘案し、公共施設やその他施設などを指定します。マンションや企業などの民間施設も避難所に指定された場合は、シームレスデジタル防災マップに登

録されますが、本年５月時点では、小学校や公民館等が約1,000か所に対し、民間事業者の施設は10か所程度の指定となっております。

国の指針では、大規模災害時には公共施設のみでは避難所が不足することも想定されることから、企業の社屋の一部や研修施設等を活用できるよう、事前に協定を締結するなどを求めております。実際の県内市町村において、避難所としての商業施設や旅館、ホテル、事業所等の活用のほか、駐車場なども含めて、一時的に緊急避難できる避難場所として活用できるよう協定の締結を行っております。

一方、避難所の指定に当たっては、立地場所や建物の構造、設備など、物理的な指定基準を満たす必要があるほか、避難住民が一定期間滞在し避難生活の拠点となることから、施設の利用形態や備蓄の整備など、避難住民の良好な生活環境の確保に向け、施設管理者や地域住民との合意形成が不可欠となります。

県としては、民間施設等の活用など有効な取組について、市町村と情報共有を図りながら、避難所や緊急避難場所の確保に努めるとともに、こうした情報をシームレスデジタル防災マップへ適切に反映し、県民の円滑な避難行動につながるよう、避難所情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

谷村委員　市町村によっては、民間の施設を避難所として特定しているところとしてないところがどうもあるような感じがするんですけど、幾つか見てみたんですけど、例えば通常の避難所につきましては、公共施設となっていながら、例えば沿岸部では、津波の場合の避難所として、民間の施設を利用するということでしっかりと市町村のホームページで明記されているところがあるのですが、そうではない市町村もあるということで、今お話しされた市町村との連携ということで、しっかりと市町村との連携を取りながら、民間の施設について市町村は必要かどうかも県も一緒に

なって考えながら、このシステムにプロットしていただければいいのかなと思いました。その点どうでしょうか。

中林危機管理局長　その点につきましても、シームレスデジタル防災マップが使いやすいよう、市町村と連携しまして、県としても対応したいと思っております。

谷村委員　ぜひそこら辺を連携していただいて、避難所が可視化できるようお願いいたします。

災害発生時は、基本的にはまず、身の安全を確保することが重要であり、状況に応じて避難所への移動や情報収集を行う必要があります。そのため、災害時における建物倒壊、道路寸断情報のリアルタイム提供や給水所、医療機関、物資配布、ボランティア、生活支援情報等も必要であるため、情報の掲載を進めるべきと考えますが、データ連携基盤を活用した提供体制の構築状況について、中林危機管理局長にお伺いいたします。

中林危機管理局長　防災のデジタル化につきましては、県総合防災情報システムにおいて、県と市町村、消防との間で被害情報や避難指示の発令状況、避難所情報を共有し、対策本部のオペレーション効率化を図るほか、緊急性の高い情報は、このシステムと連携するＬアラートにて情報発信に努めております。

令和６年能登半島地震の災害対応検証では、多岐にわたる生活支援情報の発信など、広報活動の課題が示されており、こうした課題を解決するには、県民の視点に立ったさらなるデジタル化が重要と認識しています。

委員御提案のとおり、シームレス防災デジタルマップに、給水所、医療機関、物資配布、ボランティア等の生活支援情報などを一元化、可視化させることは、災害時における県民の効率的な情報収集を可能とし、利便性向上とともに行政の効率化に資すると考えております。

一方、平時と違いまして、発災時のリアルタイムの情報の一元

化に当たりましては、国の新総合防災情報システムや、県の総合防災情報システム、市町村など各機関のシステムとデータ連携基盤との接続や既存システムの改修、多種多様な情報のうち周知すべき項目の選定、発災時の混乱の中で情報内容の精査や入力に必要な人員体制の確保など提供体制を構築する上で課題も多く存在します。

引き続き市町村や関係機関からの意見を伺い、地方創生局とも連携しながら、シームレス防災デジタルマップが発生時においても県民の皆様の有効なツールとなるよう、検討してまいりたいと考えております。

谷村委員　発災時の情報というのは非常に大切だと思います。今おっしゃられた関連機関との情報提供、収集を関連させながら、リアルタイムでの提供というのは是非行っていただきたいのですが、発災時には現場でないと分からない情報もあると思います。

例えば避難所の現場にいる人だから分かるようなリアルタイム情報というのは、関連機関との連携に加えて、そこの現場にいる方々から情報を頂きながら、そこに直接アップして情報として取るという方法もできると思いますので、そういった意味では、このシステム自体をもっと県民がしっかりと使えるようになりながら、いざというときに県民もアクセスしながら情報提供するということも可能かと思いますので、そんなことを将来的に考えていければいいのかなと思うのですが、その点についてどうでしょうか。

中林危機管理局長　委員が言われるような方法も今後検討したいと思っておりますし、幅広く情報の収集に取り組んでいきたいと思っております。

谷村委員　続きまして、サービスツールを充実させても、県民が使いやすいものでなければならないと思います。また、使ってもらわないことには利便性向上にもつながらないと考えます。

シームレスデジタル防災マップにつきまして、外国人や高齢者等も含めた、県民全員が容易に利用できるよう、多言語対応や音声読み上げ機能、シンプルなＵＩ／ＵＸ（ユーザーインターフェイスやユーザーエクスペリエンス）等、アクセシビリティ向上や、行政窓口や防災訓練等を通じた利用促進にどのように取り組んでいくのか、滑川地方創生局長にお伺いいたします。

滑川地方創生局長　防災マップにつきましては、委員御指摘のように高齢者の皆様を含め、できるだけ多くの県民の皆様に広く御利用いただくことが重要であると考えております。

そのため、先ほど答弁いたしましたように、ログインや認証などを不要としておりますほか、見たい情報をクリックするだけで防災マップ上にアイコンを表示することができるなどシンプルなＵＩ／ＵＸ（見た目、使いやすさ、分かりやすさ）を意識したつくりとなってございます。

利便性の向上につきましては、防災マップの公開後に掲載データが増えまして、その結果、通信環境等によっては防災マップの表示に時間がかかるということで、ハザードマップとそれ以外を切り替えて閲覧できるようにはいたしましたけれども、御指摘のありました、多言語対応ですとか、音声読み上げの機能については、現在のところ未対応となっております。

委員から御指摘がありましたように、外国人、インバウンドの皆様への対応、多言語対応というのは、重要なことかと考えておりますので、今後どのような対応ができるか検討してまいりたいと考えております。

また、利用の促進につきましては、マップの公開後も、例えば、マップ上での、自分の位置情報を表示できるような機能、それから降積雪量など掲載データの充実を進めてまいりました。加えて、災害発生時以外においても、日常的に活用されるフェーズフリーの観点から、平常時でも有用な情報を掲載するということも少し

ずつ進めております。具体的には、酷暑時の避難施設でありますクーリングシェルターの情報を新たに追加、掲載して公開したところでございます。連日富山も夏日が続いておりまして、この夏も大変な酷暑が予想されますので、ぜひこういったことで御活用いただきたいと思っております。

さらにその周知に当たりましても、これまでホームページやＳＮＳなどでの広報、小中学校など学校防災施設でのチラシ配布、県総合防災訓練での実践等努めてまいりましたが、関係部局や市町村など、おのおののデータを所管しておられます関係機関ともよく連携をしまして、引き続き活用の促進に努めてまいりたいと考えております。

谷村委員　ぜひ県民の多くの人たちが、簡単に使えるようになるよう、システムの改善や利用促進に努めていただきたいと思います。

次ですが、防災分野に限らず、様々な分野においてデータに基づいた意思決定や情報共有等を可能にするため、今後もデータ連携基盤の可視化を積極的に進めていくべきと考えます。

要するに、今後ほかに何か新しいサービスツールを用意しないのかということですが、滑川地方創生局長にお伺いいたします。

滑川地方創生局長　データ連携基盤を活用しましたデータの可視化を進めていくことにつきましては、防災分野だけでなく、今後様々な分野で、例えば政策立案ですが、現場オペレーションのスピードアップなどに寄与することが期待されますほか、新たなサービスの創出にもつながるものと考えております。

現在、データ連携基盤のダッシュボード機能を利用しまして、先ほど申しましたような防災情報、クーリングシェルター情報などを公開しておりますけれども、今年度新たに、例えば建築基準法で規定されます指定道路情報を可視化いたしました富山県指定道路図を掲載して公開いたしました。これは、これまで建築基準法に関する事業者の皆様からの問合せが日常的に非常に多かった

情報でございまして、それを可視化して掲載した結果、大変評判もよくて対応職員の負担が大きく軽減されたと伺っております。

それから、まだ公開してないのですけれども、現在進行中の取組といたしましては、例えば富山マラソンのコース情報を集約しまして、救護所、トイレ、交通規制状況や迂回路を確認できる富山マラソンマップの作成を進めておりますほか、国土交通省が公表しましたメッシュ別将来人口推計を用いまして、今後の人口見通しを示した人口マップ、この作成も併せて作成を進めているところでございます。

私どもといたしましては、様々な分野において、県民の皆様や職務上有用な情報を、可視化可能なデータにつきまして、その有用性も見極めながらデータ連携基盤の充実に努めてまいりたいと考えております。

谷村委員　このデータ連携基盤の構築をされたということで、実際には、まだスタートしたばかりなのかなという印象を持っているのですが、全国的にも事例は多くなく、ただ、これが本当に将来的にデジタル化の基本となるのかなと感じております。

いろいろデジタルのことでお話をされている中で、全国的にも、富山県はデジタル化に向けては、県庁内は非常に進んでいるような気がします。

ただ県民との間でのデジタル化というのをやはり、これからどんどん積極的に進めていくべきだなと思っています。もちろんいろいろなデータを蓄積しないといけないというのもあります。各市町村の協力を求めないといけないと思いますが、今みたいに各市町村のホームページにリンクされているだけよりも、しっかりとデータを集約させて、いろいろなサービスの提供というのが必要かなと思います。

将来的には、そのデータ連携基盤を利用して入り口が一つになって、様々なことを県民の人たちが利用しながら、生活のために

役に立たせるのかな、そんなイメージがしますので、お金もかかることですので、すぐにとは無理ですけど、ぜひそういう形で進めていっていただきたいなと思いますが、将来的なことを含めて、一言お願いいたします。

滑川地方創生局長　今委員から御紹介がありましたように、これまではいろいろなものがばらばらと一つのページに載っているというだけのようなものだったものを、これは関係の皆様、例えば市町村の皆様が持っているデータ、関係部局が持っているデータ、これを一元化して、１つのダッシュボードで見られるようにできる、この利便性の高さというのをこれから私どもも進めていかなければならないと思っています。

　また、その一元性が利便性となって県民の皆様への行政サービスにつながっていくものと考えておりますので、引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

谷村委員　よろしくお願いいたします。

　続きまして、マイナ免許証について質問いたします。

　先週13日、政府はデジタル社会の実現に向けて各省庁が取り組む施策を示した重点計画を改定し、閣議決定したところであります。急速に発展する人工知能ＡＩの徹底活用や、マイナンバーカードの普及と活用拡大を引き続き進めるという内容も盛り込まれていました。マイナンバーカードは、国が進めるデジタル社会構築の基盤になるものであると理解しているところであります。

　マイナンバーカードは、今年３月末時点で、国民の約78.3％が保有しており、確定申告、パスポート、引っ越し、子育て等のオンライン申請、健康保険証、運転免許証、図書館カード、民間事業者のサービス申込みでの利用など官民問わず様々なシーンでの利活用が進んでいます。

　一般的に多くの人が利用するであろうと思われるマイナ保険証の利用につきましては、昨年12月に従来の健康保険証の新規発行

が停止され、マイナ保険証への移行が積極的に進められていますが、利用率は低迷しているため、政府は利用促進策としてスマホ用電子証明書の搭載サービスを導入しました。来週にはアイフォンにも対応予定ということで、これによりアイフォンのマイナンバーカードとしての利用ができるようになります。登録しておくことで物理的なカードを持ち歩かなくても、アイフォンでマイナポータルへのログイン、コンビニでの各種証明書発行などができるようになり、利用率の向上が期待されます。

さて、運転免許証とマイナンバーカードの一体化についてですが、今年３月24日からマイナ免許証の運用が開始されました。これにより、オンライン講習の導入や手数料の削減などのメリットが生まれましたが、従来の運転免許証との併用が可能なため、完全な移行には時間がかかるようです。

私は既にマイナ免許証にしてありますが、マイナンバーカードの更新が今年ということで、従来の免許証との２枚持ちにしています。基本的にはマイナンバーカード１枚だけ持っていればよいということの大きなメリットを感じております。

先日知人が運転免許証の書換えのために運転教育センターに行ったらしいのですが、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の促進はほとんど見られなかったと言っていました。私は、マイナンバーカードと運転免許証の一体化についても、政府がデジタル行政の推進を目的として進められている施策の一つとして運用が開始されたと思っており、マイナ免許証が普及することでオンライン化が進み、運転免許証の更新等における県民の利便性につながっていると思うのですが、県警察として、どのように情報発信等に取り組んでいくのか、髙木警察本部長にお伺いいたします。

髙木警察本部長　マイナンバーカードと運転免許証の一体化、いわゆるマイナ免許証につきましては、政府のデジタル社会の実現に向けた重点計画、令和３年に閣議決定されたものでありますけれ

ども、これに沿って運用が開始されております。

希望者の申請に基づき発行されるマイナ免許証によって、一部手続をオンラインで可能となるなど、県民の利便性の向上につながります。具体的には、マイナ免許証を保有する方のうち、講習区分が有料、また一般の方は更新時の講習をオンラインで受講することができるだけでなく、この講習の手数料も安くなります。また、マイナ免許証のみを保有する方につきましては、市町村で住所などの変更を行った場合に、警察への免許の記載事項変更の届出が不要となる、住所変更ワンストップサービスなどを利用することができます。

県警察といたしましては、これまでマイナンバーカードと運転免許証の一体化につきまして、警察署とも情報共有を図りつつ、その利便性について県民へ周知するとともに、警察署などでも免許取得や更新時以外の機会に、マイナ免許証を取得できるように、マイナ免許証申請窓口の拡大というのを図ってまいりました。

マイナ免許証につきまして、さらに県民の理解が深まるよう、引き続きホームページなどの活用、窓口における丁寧な説明、チラシなど活用いたしました県民への周知など、情報発信を行ってまいりたいと考えております。

谷村委員　当初は各警察署で申請できませんでしたが、今は申請できて、一体化できますので、ぜひそういうところからも情報発信しながら促進していただければいいのかなと思います。

次に、４項目めです。若者の定着についてです。

県では、「とやまの高校生ライフプラン教育充実事業」をはじめとする各種施策を通じて、若い世代が将来のライフプランを主体的に考えられる環境を整えておられます。加えて、「とやまこども・若者みらいプラン」におきまして、ライフプランを考える機会の充実を重点的に取り組む事項に掲げており、この取組は、少子化対策や若者支援の観点から極めて重要であり、県として一

層の充実を図るべき課題であると考えているところであります。

現在実施されているライフデザインセミナーや、赤ちゃんとの触れ合い体験、保育所での体験学習などは、高校生に対して家庭や育児に関する具体的な視点を提供する貴重な機会となっていますが、さらにライフプラン教育の対象の拡大により、若い世代全体がより長期的な視点で人生設計を深く考えることができるのではないかと思います。

そこで、少子化対策や若者定着のため、若者が将来を見据えた人生設計を描けるよう、幅広い年代へのライフプラン教育が必要と考えますが、所見を川津知事政策局長にお伺いいたします。

川津知事政策局長　県ではこれまで、委員からも御紹介ありましたように本県独自の副教材の製作や産婦人科医を講師とするセミナー、乳幼児との触れ合いの体験などの機会を通じまして、小中高生を中心にライフプラン教育に取り組んでまいりました。

ただ、少子化が深刻化し、働き方やライフスタイルが多様化する中、対象を広げることが有効でないかということで、昨年大学生向けのセミナーを試験的に開催いたしましたところ、参加者からは、自分の送りたい人生が明らかになった、ライフデザインを行うことは重要と思ったなど、就職や結婚、出産などのライフプランをより具体的に考える意識の高まりが見られました。

このため、今年度スタートいたしております、「とやまこども・若者みらいプラン」におきましては、これも御紹介ありましたが、重点的に取り組む事項の一つにライフプランについて考える機会の充実ということをしておりまして、１点目は児童・生徒に加えて大学生までの各段階に応じたライフプラン教育を行うこと、そして社会人を対象としたライフプランということを位置づけました。

今年度は、当該プランに基づきまして、県内大学生を対象といたしますセミナーを本格的に実施いたします。また、より多くの

若者にキャリア形成と社会生活、結婚等をより身近に考えてもらうため、新たに社会人を対象としますライフデザインセミナーを開催するということ。さらに、社員向けのライフデザインセミナーを開催する企業を募りまして、講師を派遣することによって、多くの県内企業を巻き込んでいくということにしております。

今後も若い世代が自分の理想とする人生を設計し、自ら歩むことができるように応援してまいりたいと考えております。

谷村委員　大学生や社会人の方々もということをお聞きしまして、それをどんどん広げていただきたいなと思います。若い社員の方々にライフプランをしっかりとやっていただきながら、将来を見据えた形で、家庭や仕事ということで、そういうところを見詰め直してもらうことが非常に大事だということを、経営者の方々もよく言っておられるのをお聞きしますので、ぜひお願いしたいと思います。何か具体策というか、今年度どういう会社と連携するといったことってあるのですか。

川津知事政策局長　今から募集はしますが、まずはやはり県としてやるということが１つ。

今まで社会人向けというのはやってなかったので明確に検討してやる。それから、より多くの企業を募集するため、今、広報などもしっかりしながら、より多くの企業に参画してもらうように広く働きかけていきたいと思っております。

谷村委員　ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、若者・女性の転入・定着の促進についてです。

県では、とやまこども・若者みらいプランに基づき、女性の転入・定着促進や、ＵＩＪターン支援、スタートアップ創出等に取り組んできていますが、人口減少と少子高齢化は依然として深刻な課題であります。特に若年層の転出超過に歯止めがかかりません。

これは県内における就業機会の不足や都市部に比べ魅力的な就

業環境・生活環境が整っていないことも要因であると感じています。若者や女性の転入・定着促進には、解決すべき課題が山積していますが、若者の転入・定着促進に向け、特にＵＩＪターン支援とスタートアップ創出支援に、今後どのように取り組んでいくのか、山室商工労働部長にお伺いいたします。

山室商工労働部長　委員御指摘のとおり、若者・女性の転入・定着促進は本県の持続的発展にとって極めて重要な課題であり、中でもＵＩＪターン支援とスタートアップ支援は、その鍵を握る取組であると認識しております。

県ではこれまでもＵＩＪターン支援として就活ラインとやまによる県内企業情報の発信や、学生向けの企業見学バスツアー、富山で働く若者・女性との交流会などを実施し、県内企業との貴重な出会いの場を創出してまいりました。

また、スタートアップ支援については、若年層向けのビジネスコンテストや起業家育成プログラムを実施し、移住創業者への支援を行うなど、新たな挑戦を積極的に後押ししてまいりました。

こうしたスタートアップの本県の取組は国からも高く評価されておりまして、今月４日に内閣府のＮＥＸＴグローバル拠点都市の一つに本県が選定されましたことは大きな弾みになるものと考えております。

一方で、若年層人材をめぐる獲得競争は全国的に激化しておりまして、取組の一層の強化が不可欠であると考えております。このため、今年度から新たに、「富山で働こう」キャンペーンを開始し、首都圏などでの多角的な情報発信を強力に進めることとしております。

加えて来月には県内企業や市町村などから成る女性の活躍促進官民連携会議を立ち上げるとともに、男性の育休取得促進への支援も拡充することで、女性や若者にとって魅力的な職場づくりを力強く後押ししてまいります。

今後ともこれら施策を着実に推進し、若者や女性に選ばれる富山県の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

谷村委員　よろしくお願いいたします。

最後５項目めです。道路下の私有地についてです。

県内には公共道路の下に私有地が点在しています。事実上、既に公共利用されているにもかかわらず、そこが一筆の土地の一部である場合、公共財産化には所有者負担による分筆登記が必要となります。

公共利用されている土地について所有者が費用を負担するのは、不合理であると感じます。県が測量費用や登記費用の一部を負担する制度を設けるなど、寄附促進と負担軽減を図る必要があると考えますが、こうした負担の在り方について、県の認識と登記費用の公費負担を検討してはどうでしょうか。金谷土木部長にお伺いいたします。

金谷土木部長　委員御指摘のとおり、住民が整備した道を公道に認定した場合ですとか、あるいは道路を新設、拡幅する過程で、結果として道路の敷地に民有地が残っている箇所はあるのが現状であります。

その民有地の名義人から相談があった場合に当該土地を寄附していただくようその都度お願いをしている状況であります。その手続についてですが、所有権を移転するだけの場合は、県が登記手続を行っておりますが、御指摘ございましたとおり、分筆を要する場合は、残る民有地を有効に活用していただくという観点からも、原則としてということですが、測量や分筆登記に要する費用は寄附される方の御負担となることをあらかじめ御了承いただいて手続を進めております。なお、この場合も最終的な所有権移転登記は県が行っているということでございます。

一方で、所有者が不明の土地だったり、あるいは土地の流動化を促す観点から、令和６年度、昨年度でございますが、相続登記

自体が義務化されたこともございます。

今後同様の相談やお問合せが増えるのではないかとも考えておりまして、御指摘ありました測量や分筆登記に係る費用負担の在り方につきましては、ほかの自治体の事例を調査しながら検討してまいりたいと考えております。

谷村委員　市町村によっては、市町村で分筆分も負担しているという情報を聞いたことがありますので、ぜひ県も前向きに補助するとかということを検討していただきたいと思いますが、どうですか。

金谷土木部長　実際、現状様々な理由で今の姿になっていると思っております。

相続が厳しいということであったり、あるいは隣接民地と境界が定まらないということがあったりして、工事自体は御了解いただいたりしたんですけれども、結果として現時点で用地契約ができずそのままになっているのが多いのではないかと思っております。

状況によってということですが、事業中の場所であれば、比較的容易にその事業の中で測量することも可能ですが、事業が入ってない場所ですと、新たに事業を展開するといいますか、予算を確保する必要もございますので、事業調査しながら考えてまいりたいと考えております。

山崎副委員長　谷村委員の質疑は以上で終了しました。

暫時休憩いたします。

休憩時間は10分間といたします。

午後３時01分休憩